

【参考資料】

緊急行動計画			「水防災意識再構築ビジョン」に基づく三陸圏域の減災に係る取組方針					
実施する取組			取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容						
(1) 大規模氾濫協議会の実施								
大規模氾濫協議会の実施								
【1】	—	大規模氾濫減災協議会の設置						
		平成30年出水期まで法定協議会に移行	—					
		毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップ	—	フォローアップ欄に明記				
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組								
① 情報伝達避難伝達に係る事項								
【2】	ホットライン	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)						
		ホットラインを構築	—	ホットライン構築済				
		出水期前に連絡体制を確認	—					
【3】	水害対応タイムライン	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認						
		水害対応タイムライン作成	4-5	・水害タイムラインの導入等				
		避難訓練実施	6-2	避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施・促進				
		水害対応タイムラインの確認・見直し	—					
【4】	水位周知河川	水害危険性の周知促進(県)						
		洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して「地域の取組方針」に取りまとめ	4-4	・水位周知河川の指定拡大				
【5】	ICT	ICTを活用した洪水情報の提供	3-1	・雨量、水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化(水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等)	4-6	・洪水に関する各種情報(水位情報、避難情報等)の発信、避難勧告に係る住民への理解促進		
【6】	広域避難	隣接市町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等						
		避難場所及び避難経路の検討	4-3	・大規模な洪水災害に対応した避難場所、避難経路の設定(広域避難を含む)や、避難誘導看板・洪水痕跡等の表示	5-3	・隣接市町村との情報共有・連携(広域避難体制等)		
		国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施	—					
【7】	要配慮者利用施設、避難計画、避難訓練	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施						
		避難確保計画の作成	5-2	・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進				
		避難確保計画に基づく訓練の実施	5-2	・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進				
② 平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項								
【8】	想定最大規模、浸水想定区域図	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	4-1	・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)				
【9】	水害ハザードマップ	水害ハザードマップの改良、周知、活用						
		水害ハザードマップの作成、周知	4-2	・水害リスクや避難に関する情報の住民周知(浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)				
		水害ハザードマップの訓練等への活用検討	5-1	・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施				
【10】	浸水実績	浸水実績等の周知						
		浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知	4-1	・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)	4-2	・水害リスクや避難に関する情報の住民周知(浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)		
【11】	防災教育、指導計画	防災教育の促進						
		国の支援により作成した指導計画をすべての学校に共有	5-5	・教育関係者と連携した、児童・生徒等を対象とした防災に関する知識取得の強化(出前授業の実施、指導計画の共有等)				
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項								
【12】	危機管理型水位計、河川監視用カメラ	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	3-1	・雨量、水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化(水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等)				
【13】	危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	—					
【14】	河川防災ステーション	河川防災ステーションの整備	—					

緊急行動計画			「水防災意識再構築ビジョン」に基づく三陸圏域の減災に係る取組方針			
実施する取組			取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容				
(3) 的確な水防活動のための取組						
① 水防体制強化に関する事項						
【15】	重要水防箇所、水防資機材	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 重要水防箇所や水防資機材等について、河川管理者と水防活動に関わる関係者が共同して点検	6-1	・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達（重要水防箇所合同巡視、点検）	6-5	・関係機関が有する水防資機材の情報共有
【16】	水防団確保	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) 水防団員の確保等参画を促す広報の進め方について検討、実施	6-2	・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入（水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等）		
【17】	水防訓練	水防訓練の充実 住民参加により、実践的な水防訓練の検討、調整をして実施	5-1	・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	5-4	・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及（説明会、出前講座の実施等）
【18】	水防団連携	水防団間での連携、協力に関する検討 大規模な氾濫に対して、広域的、効率的な水防活動実施に向け、関係者の協力内容等について検討・調整	6-3	・よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）		
② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防推進に関する事項						
【19】	情報伝達	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、情報伝達体制・方法について検討	6-3	・よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）		
【20】	機能確保	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電の整備) 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報共有、耐水化・非常用電源等の対策を施設管理者で実施し、状況を共有	3-4	・浸水域における防災拠点施設や排水施設の耐水性の確保・非常用電源の整備等		
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組						
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組						
【21】	排水施設・資機材の情報共有、排水施設整備、排水計画	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 水害リスク情報の共有、現況施設・機材の情報共有 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施	3-3	よりの確な水防活動に資するための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）		
			-	・国が保有する機材等の支援依頼の方法等について情報共有を図る		
【22】	浸水被害軽減地区	浸水被害軽減地区の指定 複数市町に影響がある浸水被害軽減地区の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有・連携して指定に取り組む	-			

緊急行動計画			「水防災意識再構築ビジョン」に基づく三陸圏域の減災に係る取組方針			
実施する取組			取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容				
(5) 河川管理施設整備等に関する事項						
河川管理施設整備等に関する事項						
【23】	洪水氾濫を未然に防ぐ対策	堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	1-1	・堤防整備、河道掘削等	2-1	・河川の適切な維持管理(河道掘削、立ち木伐採)
【24】	危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	-			
【25】	ダム再生	ダム再生の推進	-			
【26】	フラップ化等の無動力化、自動化・遠隔操作化	樋門・樋管などの施設の確実な運用体制の確保	2-1	・ダムの適切な維持管理や効果的な操作、樋門・樋管のフラップ化等の無動力化、水門等の自動化・遠隔操作化		
【27】	河川管理の高度化の検討	開発したドローンについて平成29年度内に都道府県へ情報提供	-			
(6) 減災防災に関する国の支援						
減災防災に関する国の支援						
【28】	防災安全交付金	水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	-			
【29】	代行	代行制度による都道府県に対する技術支援	-			
【30】	災害危険区域	適切な土地利用の促進				
		市町村のまちづくり担当部局等へ水害リスク情報の提供	4-1	・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)		
		災害危険区域指定に係る事例集を関係部局と作成して地方公共団体へ周知	-			
		不動産関連事業者に対して水害リスク情報等の最新情報を研修会等で説明	-			
【31】	人材育成プログラム、TEC-FORCE	災害時及び災害復旧に対する支援				
		初動対応から復旧に至る総合マネジメントできる人材育成プログラムを作成し、研修・訓練を整備局等で実施	-			
		TEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体へ情報提供	-			
【32】	DiMAPS	災害情報の地方公共団体との共有体制強化				
		DiMAPSの利用促進に向けて県に対する説明実施、災害情報共有を強化	-			
(その他) 緊急行動避難計画に分類しない取組						
緊急行動避難計画に分類しない取組						
-	-	-	3-2	住民への情報伝達体制の充実(防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等)		
-	-	-	4-7	近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供		